

電気通信事業者間の トラブルに 強い味方



「電気通信事業者」相談窓口
電気通信事業者紛争処理委員会

お気軽にお問い合わせください!



「電気通信事業者」相談窓口のご案内

〒100-8926
東京都千代田区豊洲2-1-2中央合同庁舎 2号館4階
経済省電気通信事業者紛争処理委員会事務局内
TEL:03-5253-5500 FAX:03-5253-5197
E-mail:soudan@ml.soumu.go.jp
ウェブサイト:http://www.soumu.go.jp/hunso

電気通信事業者の皆様
こんなトラブルや相談
ありませんか?

- 局舎や電柱の利用を拒否された
- 事業者間の協議が進まない
- 過去の類似事例やその解決策を知りたい
- 接続に係る費用負担や費用按分で当事者間では合意できない
- 接続や電気通信サービスの契約の取次ぎを拒否された
- 接続のための工事や手続を改善してほしいが、応じてくれない
- 次世代ネットワーク(NGN)、MVNOとMNOの接続などに関するトラブル
- あっせんや仲裁の手続(制度概要・申請方法等)を知りたい



あります!

「電気通信事業者」 相談窓口

電気通信事業者
紛争処理委員会
による
あっせん

※電気通信事業者紛争処理委員会では、あっせんのほかに仲裁による紛争処理も行っています。

相談窓口

まずこちらに御相談ください。

「電気通信事業者」相談窓口では、委員会の事務局職員が電気通信事業者間のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、アドバイスや参考情報の提供を行っています。



ポイント

電気通信設備の接続・共用、卸電気通信サービスの提供等をめぐるトラブルの相談に応じます。当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決したケースもあります。

相談は**無料**ですのでお気軽に

(((「電気通信事業者」相談窓口)))

【相談専用電話】03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

【相談専用メールアドレス】

e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

○電話やインターネットに関する消費者の苦情・相談窓口は、総務省電気通信消費者相談センター（電話：03-5253-5900）です。

あっせん

電気通信事業者間の紛争を簡易で迅速に解決するため、あっせんを行います。



あっせんは、専門家3人程度からなるあっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものです。任意の手続きですので、あっせんに従うことを強制されることはありません。

〈対象となる紛争の例〉

電気通信設備の接続・共用に関する協定（料金、接続条件、支払等）に関する紛争

卸電気通信サービスの提供に関する契約（料金、提供条件等）に関する紛争

接続に必要な装置の設置・工事・保守、土地・建物、電柱等の利用、情報の提供等に関する紛争

あっせんは、これまで48件の利用があります。平均して1ヶ月半程度で紛争処理を終えており、専門性を活かした迅速な紛争処理を実現しています。また、約6割（29件）の事案は、あっせんにより紛争が解決しております。（平成19年末現在）

紛争解決に至った事例

ADSL事業者が、他事業者の中継ダークファイバとの接続を申請したが、「空き回線がない」という理由で断られたことから、当委員会にあっせんを申請。当委員会からあっせん案を示すことで、2ヶ月後に解決しました。

○平成20年には、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する紛争についても、電気通信事業紛争処理委員会があっせんを開始する予定です。

そこが知りたい!

あっせんに関するQ&A

Q 利用できるのは誰ですか。また、どこに申請手続きをするのかなど、詳しく知りたいのですが、どうすればいいでしょうか。

A 利用できるのは、電気通信事業者です。あっせんに関心がある場合は、まずは「電気通信事業者」相談窓口（電話03-5253-5500）にご相談下さい。または、電気通信事業紛争処理委員会のウェブサイトや電気通信事業紛争処理マニュアルを御覧下さい。

Q 相談やあっせんを受けるのに利用料の支払いは必要ですか。

A 相談やあっせんの利用は無料です。

Q 企業名などは公開されますか。

A あっせん手続は、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんの終了後には、他の事業者の参考になるよう、当事者に御了解いただいた範囲で事案の概要等を公開しています。

電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイト
URL: <http://www.soumu.go.jp/hunso>



トップページ



電気通信事業紛争処理マニュアル
ホームページ（紛争処理手続の申込みやお問い合わせ）から入手可能です。

電気通信事業紛争処理委員会（現委員長 龍岡貴見学習院大学法科大学院教授、元福岡高等裁判所長官）は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。委員会では、あっせんや仲裁のほかに、総務大臣が業務改善命令等の行政処分を行う場合に総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行ったり、競争ルールの改善等について総務大臣に勧告を行っています。

委員会は、元裁判官、弁護士、学識経験者（通信工学、会計学、産業分析）からなる5人の委員から構成されます。このほか、あっせん・仲裁に参画する特別委員が8人任命されています。

○あっせんの申請窓口

担当	連絡先
総務省総合通信基盤局 総務課	電話 03-5253-5827

○あっせんの申請経由窓口

あっせんの申請は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができます。

総合通信局等	窓口課等
北海道総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 011-708-2311（内線4706）
東北総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 022-221-0630
関東総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 03-6238-1675
信越総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 026-234-9948
北陸総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 076-233-4422
東海総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 052-871-9403
近畿総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 06-6942-8519
中国総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 082-222-3378
四国総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 089-936-5042
九州総合通信局	情報通信課電気通信事業課 電話 096-326-7824
沖縄総合通信事務所	情報通信課電気通信事業課 電話 098-865-2302